

令和4年度 事業継続力認定制度検討委員会

3. 報告事項

令和4年12月23日(金)

中部地方整備局

災害対策マネジメント室

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

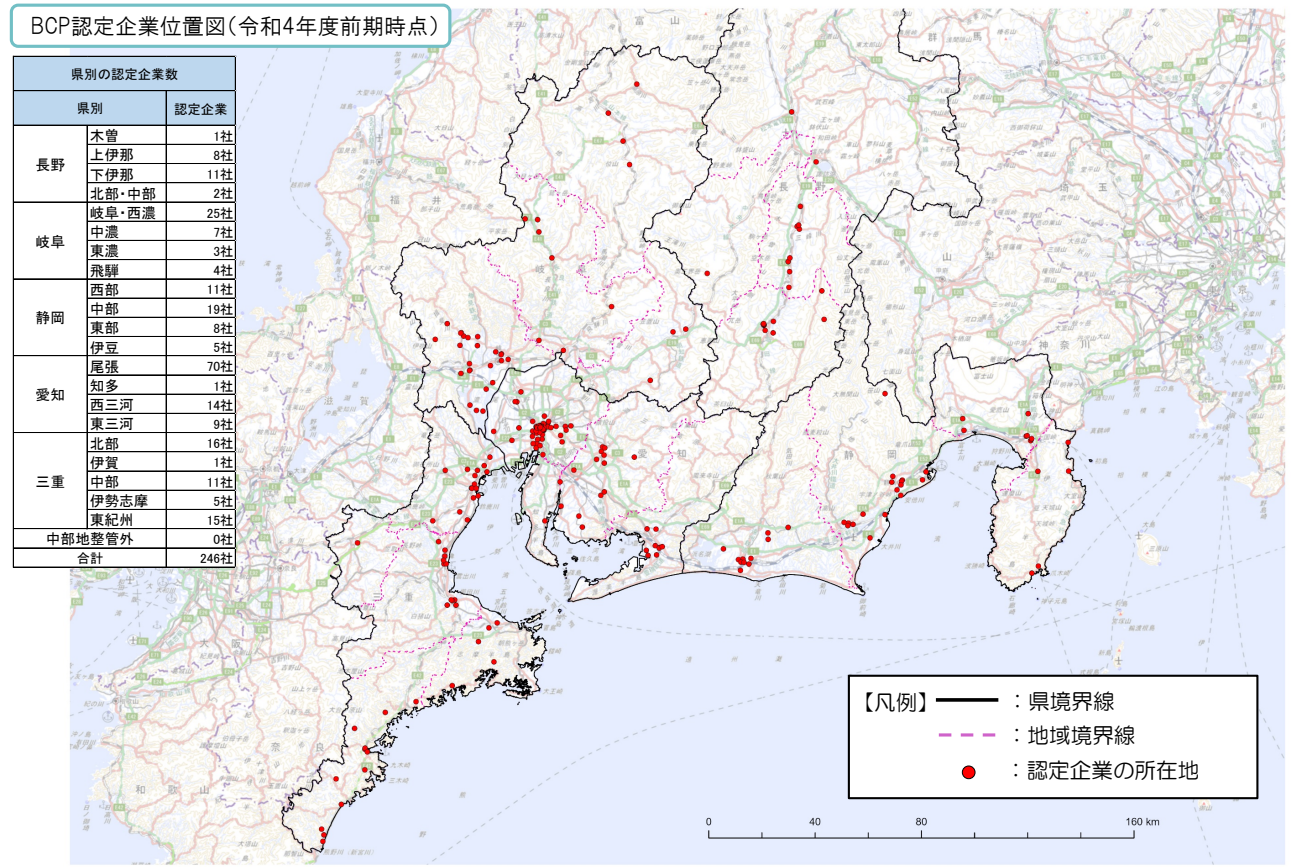
(1)今年度の取組状況

令和3年度委員会での意見・質問等に対する今年度の取組状況を以下に示す。なお、各取組の詳細については次頁以降に示す。

令和3年度委員会での意見・質問等	今年度の取組状況	該当頁
●インセンティブは有効である一方、インセンティブを目的とした申請とならないように工夫が必要である。	●これまでの申請状況を踏まえ、新規申請の増加と確実な継続申請を促進するため、中部地整の「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定において、BCP認定制度を入札制度の加点対象とする予定である。	P.2
●BCPを策定していること自体が地域のためになることを広報し、社会的にBCPの認知度が向上されるとよい。	●現行のパンフレットの改定にあたって、BCP策定の意欲を高めるために自社の事業継続における危機意識を高めてもらうこと、地域防災力の向上のためにBCPを策定する必要があることを強調した。	P.2
●既に認定済みの中核的な企業からその下請けの企業へ裾野を広げる取組ができるとよい。	●中小企業、行政、住民等が多数集まる中部ライフガードTEC 2022（令和4年10月4日～5日）においてパネル展示、パンフレット配布によりBCPの有効性や地域社会への貢献の広報、BCP認定制度の普及啓発を実施した。 ●専門紙の防災企画特集において、制度概要、認定状況及び工事種別拡充等の検討状況を広報。 ●管内の5県3政令市との防災に関する意見交換会や事務所主催の建設業協会との意見交換会において、BCP認定制度を広報を実施した。	P.3
●既に認定済みの中核的な企業からその下請けの企業へ裾野を広げる取組ができるとよい。	●BCP認定制度の認定対象企業について、工事種別や等級によらず、全工種に拡充することにより、裾野が広がることを期待する。 ●地域ごとに先進的な企業を中心とした勉強会を行う仕組みを検討していく。	P.3
●時間や場所を選ばずに、いつでも、誰でも見られるようにWEBを活用するとよいのではないか。	●講習会資料としてWEBでも公表できるように短時間講習用、長時間講習用の2種類を作成した。今回審議する改定内容を反映した後、公表方法を検討する。	P.3
●BCP認定制度への未申請者を対象にアンケート調査を実施し、未申請の理由を確認すると今後の普及啓発の参考となるのではないかな。	未申請の理由について、建設業協会から聞き取りを実施。 ●BCPは認知されているものの、県よりもハードルは高く、目に見える利益につながらず申請に踏みきれていない ●特に規模の小さな企業ほど、この傾向は強い ●入札時のインセンティブは申請の一步を踏み出すきっかけとしては有効 ●引き続き拡充した工事種別の企業についても情報収集に努め、普及啓発の参考としていく。	P.3
●電子申請手続きの導入について、引き続き検討を推進することが望ましい。	●申請手続きの負担減のため、持参又は郵送に加えてメールでも受付を行うこととし、評価要領の申込方法にメールを追記。なお、電子申請については引き続き検討を実施する。	P.5
●適合率の低い項目に対策として、チェックリストを作成し、間違いやすい項目の注意喚起を図るなどの工夫があるとよい。	●「よくある不適合項目のチェックリスト」を作成して、令和4年3月より中部地整ホームページに公開し、申請者のBCP作成の際に活用して頂いている。	—
	●同チェックリストを前期申請時に提出した会社は全体的に適合率が高い傾向であることから、今回の改定において「よくある不適合項目のチェックリスト」を評価要領の申込書類に明記し、今後は申請時の作成・提出を必須とする。	—

BCP認定制度への申請に関する現状・課題

- BCP認定制度への新規申請件数は、初年度は198件、昨年度は41件であったが、制度開始3年目である今年度は21件と低下してきている。
- 令和4年度前期の認定企業はすべて中小企業に該当しており、**少しずつ中小企業にもBCP認定制度が浸透**してきているが、**20人以下の従業員規模の企業における認定率は約23%と低い傾向**であるため、中小規模の企業に対しての認定申請を促進する取組をさらに強化する必要がある。



各県の認定状況（令和4年度前期時点）

県別	認定企業数
長野	1社
上伊那	8社
下伊那	11社
北部・中部	2社
岐阜・西濃	25社
中濃	7社
東濃	3社
飛騨	4社
西部	11社
中部	19社
東部	8社
伊豆	5社
尾張	70社
知多	1社
西三河	14社
東三河	9社
三重	16社
北部	1社
伊賀	11社
伊勢志摩	5社
東紀州	15社
中部地整備外	0社
合計	246社

企業規模別の認定率

企業規模	対象企業	認定済	認定率
中小企業	418	204(+9)	49%
中堅企業	53	37	70%
大企業	10	5	50%
合計	481	246(+9)	51%

() 内は前年度からの増加件数

総従業員数別の認定率

総従業員数	対象企業	認定済	認定率
20人以下	75	17(+1)	23%
21～50人以下	181	80(+5)	44%
51～100人以下	83	53(+1)	64%
101人以上	142	96(+2)	68%
合計	481	246	51%

インセンティブ(入札制度の評価対象)の導入

- これまでの申請状況を踏まえ、新規申請の増加と確実な継続申請を促進するため、中部地方整備局の「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の次期改定において、**BCP認定制度を入札制度の評価対象とする予定**。

各地整のBCP認定制度 入札制度（総合評価落札方式）評価対象状況

認定制度	国						
	東北 (港湾空港)	関東	中部		近畿	中国	四国
			(旧建設)	(港湾空港部)			
認定対象 企業	空港等土木 港湾土木 港湾浚渫 空港等舗装 港湾等鋼構造物	全て	一般土木工事B・C 維持修繕工事 アスファルト舗装工事 港湾土木工事A・B 港湾等しゅんせつ工事A・B		全て	一般土木工事 維持修繕工事	一般土木工事C
総合評価 加点	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり
受付頻度	年2回	年4回	年2回		年2回	年1回	年2回
認定期間	2年	2年	3年		新規：2年 継続：3年	新規：2年 継続：3年	通常認定：2年 優良会社：3年

新規申請者向けパンフレットの改定

- 建設会社にとってのBCPを策定する効果、BCPの必要性に関する記載を追記



建設会社における災害時の事業継続力認定制度

あなたの会社・従業員を守るための災害への備えはありますか？



大規模自然災害に備えた事業継続計画 (BCP) の必要性

事業継続力認定制度の概要

BCPの策定効果の追記

- ①事業活動への早期復旧
- ②地域防災力の向上
- ③社会的評価の向上

■ 各種普及啓発の実施

■ イベントでの広報

第10回 中部ライフガードTEC2022防災・減災・危機管理展におけるBCP認定制度のパネル出展（令和4年10月4日～5日）



建設会社における
災害時の事業継続力認定制度

災害対策の基本は「事前の備え」です。
事業継続計画（BCP）を策定して、大規模自然災害に備えましょう！

災害の激化・広域化
南海トラフ巨大地震の被害想定

事業継続計画（BCP）とは
事業継続計画（BCP）とは、災害発生時に事業の継続を図るための計画です。BCPを策定することで、災害発生時の対応を事前に決めておくことができます。

BCP認定制度について
BCP認定制度とは、BCPを策定している企業に対して、国土交通省中部地方整備局から認定証を発行する制度です。認定された企業は、BCP認定企業として公表されます。

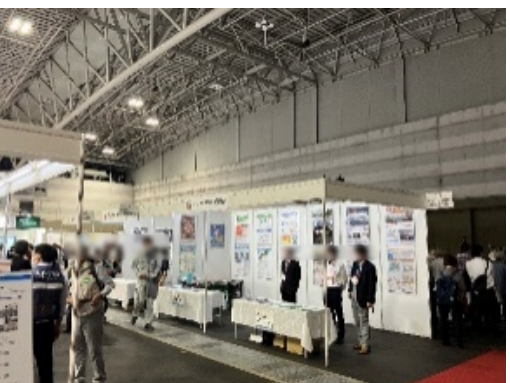
認定のメリット
1. 事業継続能力の向上
2. 顧客・取引先への信頼向上
3. 従業員の安全確保
4. 災害時の対応の迅速化

認定の条件
1. 事業継続計画（BCP）を策定していること
2. 認定申請書に必要書類を提出していること

認定の申請方法
1. 認定申請書の提出
2. 認定審査
3. 認定証の交付

認定の更新
認定証の有効期間は5年です。更新するためには、認定申請書の提出が必要です。

来場者数：16,786人



■ 5県3政令市との防災に関する意見交換会での広報



中部地方整備局防災グループ・港湾空港部と5県3政令市の危機管理関係部局・土木関係部局との「防災に関する意見交換会」においてBCP認定制度を広報

令和4年4月18日	三重県	令和4年4月26日	浜松市
令和4年4月20日	岐阜県	令和4年4月27日	名古屋市
令和4年4月21日	静岡市	令和4年4月28日	長野県
令和4年4月21日	静岡県	令和4年5月20日	愛知県

■ 事務所による建設業協会意見交換会での広報

静岡国道事務所、静岡河川事務所、静岡県建設業協会との意見交換会において、BCP認定制度を広報			
令和4年6月15日	静岡建設業協会	令和4年6月23日	清水建設業協会
令和4年6月15日	富士建設業協会	令和4年6月29日	島田建設業協会

■ 新聞・広報等による普及啓発

中部地方整備局統括防災官によるBCP認定制度の広報（日刊建設工業新聞 令和4年12月8日）

行政、業界団体が強固に連携



位置確認、画像データ共有でDXを活用

リアタイム画像共有による監視と、防災通信

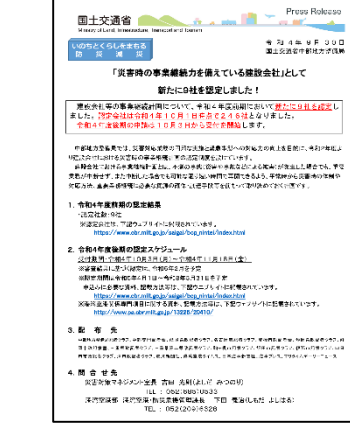
タイムラインの実効性検証



中部地方整備局グループ
統括防災官 高須 博幸氏

隊員の安全確保、自治体の早期復旧を実現

建設BCP認定企業にインセンティブ検討



国土交通省
中部地方整備局

「災害時の事業継続力を備えている建設会社として」
新たに8社を認定しました

認定された企業は、BCP認定企業として公表されます。

認定のメリット
1. 事業継続能力の向上
2. 顧客・取引先への信頼向上
3. 従業員の安全確保
4. 災害時の対応の迅速化

認定の条件
1. 事業継続計画（BCP）を策定していること
2. 認定申請書に必要書類を提出していること

認定の申請方法
1. 認定申請書の提出
2. 認定審査
3. 認定証の交付

認定の更新
認定証の有効期間は5年です。更新するためには、認定申請書の提出が必要です。

前期認定結果と後期申請受付の
プレスリリース（令和4年9月30日）

【記事概要】

- 令和2年度よりBCP認定制度を創設
- 認定企業数は右肩下がり状況
- 新規申請の増加と確実な継続申請を確保するため、インセンティブの付与や認定の対象とする工事種別の拡充等を検討

■ 講習会資料の作成（WEB活用）



建設会社における
災害時の事業継続力認定制度

災害対策の基本は「事前の備え」です。
事業継続計画（BCP）を策定して、大規模自然災害に備えましょう！

国土交通省 中部地方整備局

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

国土交通省 中部地方整備局

講習会資料（短時間講習用） 講習会資料（長時間講習用）

■ 訓練に関する現状・課題

- 各社のBCPの実効性向上には、策定したBCPに基づく訓練を実施し、課題や問題点を抽出して、改善していく取組が有効である。
- BCP認定制度において、初めてBCPを策定した会社にとっては、災害対応に関する訓練の実施経験が少ない事も想定される。
- 過年度実施したアンケートでは、他社で実施している訓練事例や具体的な訓練マニュアルを求める意見が多いため、訓練事例集のさらなる充実化が必要である。

- BCP認定制度において、初めてBCPを策定した会社にとっては、災害対応に関する訓練の実施経験が少ない事も想定される。

- 過年度実施したアンケートでは、他社で実施している訓練事例や具体的な訓練マニュアルを求める意見が多いため、訓練事例集のさらなる充実化が必要である。

■ 認定会社へのヒアリング調査

【ヒアリングの目的】

- 訓練の実施に際しての問題、課題を把握したうえで、企業規模、立地条件等の特性により有効な訓練は異なるため、異なる条件の建設会社を抽出し、多様な訓練情報を取材し、訓練事例集の充実化を図る。

【ヒアリング対象企業の選定】

- 過年度実施したアンケート結果での訓練実施状況をもとに、以下の理由により訓練実施済3社、訓練未実施2社を選定した。

選定理由	ヒアリング 聴取内容	選定企業規模 ()内は支店地域
訓練の取組が優秀であり、PDCAサイクルを適切に回している会社	他社の訓練の参考となるような工夫点・留意点	中堅(愛知)：1社 中小(長野)：1社 中小(静岡)：1社
過年度認定企業へのアンケートにより、訓練の実施が出来ていないと回答した会社	訓練実施に際して困っていることなど	中小(静岡)：1社 中小(長野)：1社

- ヒアリングにあたっては、各社の訓練をPDCAの各段階に分け、それぞれの段階で工夫している点などを聴取した。

■ 訓練ヒアリング結果

主な意見	
訓練実施済	
訓練の理解促進・ 代理人の育成	BCPの理解促進や班長等が来れない場合の代理人の育成を図るため、毎年の参加者を変えたり、即時対応を検討する訓練などを実施することが災害時でも有効である。
他団体との連携の 必要性	臨機応変にそれぞれの役割を果たすために動く必要があるので、訓練は他団体（警察・消防なども含め）との合同訓練も実施すべきである。
コンサルタントの 活用	コンサルタントを活用して、客観的にBCP自体を評価してもらったり、最新の知見を学べたり、訓練の実施内容の提案や振り返りなどをしてもらえると実効性が向上される。
訓練未実施	
テナントでの訓練 実施	自社の建物でなく、テナントビルに構えている場合、訓練をどのように実施すればよいかわからない。
年齢に応じた訓練	参加者が高齢者、若手などの状況によって実施したほうがよい訓練内容が異なるので、年齢に応じた訓練を実施したい。

[illegible]

BCP訓練実施記録	
訓練内容	☐ 災害発生時の対応手順の向上 ☒ 非常会議の開催 ☒ 安否確認訓練 ☐ バックアップ・復旧訓練
実施日	2016年 08月 03日
実施場所	安否確認システム・メール訓練 メール訓練のみの実施(メール・電話)
実施者	
実施結果	
評価項目	実施結果
災害発生時の 対応手順 向上について	非常会議の開催は、迅速に 実施することができたが、 参加者の出席確認が 不十分であった。
安否確認訓練	メールでの確認が、迅速 に実施されたが、電話での 確認は遅延した。今後の 訓練で改善を要する。
バックアップ・復 旧訓練	非常会議の開催は、迅速に 実施することができたが、 参加者の出席確認が 不十分であった。



コンサルタントによる講義

各種訓練における実施記録

■ BCP訓練事例集の更新

- ヒアリング対象企業のうち訓練実施済3社に対するヒアリング結果をもとに、訓練未実施の企業の意見を踏まえて事例集へ追記

[illegible]

建設会社へのヒアリング状況

[illegible]

報告事項③－1：確実な継続申請

継続申請に関する現状・課題

- BCP認定制度における認定期間は3年間であり、令和5年度には令和2年度に認定した196社は継続申請をする必要がある。
- BCP認定制度を継続的かつ安定的に運用していくために、令和2年度の認定企業が継続申請の必要となるタイミングを捉えて、確実な継続申請を促進する取組を推進する。

認定期間満了、継続申請の通知方法の検討

- 令和2年度に認定した196社が確実に継続申請を行えるように、**認定期間満了、継続申請の通知**を作成し、BCPの見直しの必要性、継続申請時において確認するポイント等を示した**チラシを作成**した。
- 令和5年1月に令和2年度認定企業に対して上記の通知及びチラシをメールにより配信予定である。

- 【継続用チラシの目的】
- 認定企業に対してBCPの見直しの必要性を周知することでBCPの実効性を向上させる。
 - 継続申請時の審査のポイントを記載することで、BCPの改善が特に必要な項目をわかりやすく周知する。
 - 訓練実施記録に関する緩和措置、認定期間等に関しての周知をする。

BCPの見直しの
必要性を記載

申込書類の提出
先を記載

建設会社における 災害時の事業継続力認定制度

令和5年度より
継続申請の受付開始！！



情報伝達訓練の実施状況
外部講師によるAED操作
心臓蘇生法の講習

BCPを策定時から 見直していますか？

BCPは一度策定したら終わりではありません

- 組織体制や施工現場の変更
- 関係機関、調達先等の担当者の変更
- 訓練計画にもとづく訓練の実施、振り返り

これらを踏まえて**適宜見直しを行う**
ことで**実効性を高める**必要があります
詳細は裏面をチェック！！

申請手続き

建設会社（申込会社）

- 事業継続計画（BCP）及び
申込書類の作成
- 認定申請書
申込書類確認一覧
- よくある不適合項目のチェックリスト

中部地方整備局

- ①書類審査
申請書類に基づき作成した書類を
審査します。
- ②修正依頼
審査結果の通知、修正等の必要
がある場合、連絡することがあります。
- ③認定可否の判定
認定可否については当該の審査部
会で決定します。

認定した会社はWebサイトにて公表します。

一般土木関連

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052-685-0533

中部地方整備局事業継続力認定制度Webサイト
https://www.cbr.mlit.go.jp/aiga/bcp_nintai/index.html

港湾空港関連

中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課

〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP-フジツワ丸の内ビル（丸の内庁舎）
TEL.052-209-6313

中部地方整備局事業継続力港湾空港関係の認定
制度Webサイト
<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/13225/20410/>

継続申請用チラシ（表）

- 継続申請時の審査のポ
イントを記載
- ①時点更新の確認
 - ②訓練実施記録の提出
 - ③改善、定期的点検の
実施記録の提出

Q&A形式で継続申請時
の注意点を記載

継続申請時における審査のポイント

継続申請時の評価において特に注意すべきポイントは以下となります。

- 時点更新の確認**
BCPは全体を適宜見直す必要がありますが、以下に関連する項目は継続申請時に再度確認、変更を実施してください。
 - 自社の組織体制の変更に伴い各種記載が変更されているか。
 - ハザード情報の更新などの最新情報が反映されているか。
 - 初回申請時に計画していた各種課題に対する取組を実施したか。
 - 関係する行政機関や調達先の連絡先、施工現場などの変更が反映されているか。
- 訓練実施記録の提出**
訓練実施記録の提出については、下記の確認のポイントを確認してください。

【確認のポイント】

 - BCPに示す訓練計画に基づく訓練が実施できていること
 - 各種訓練ことの訓練実施状況がわかる写真が1枚以上添付されていること
 - 訓練実施日時、場所、参加者、訓練内容、訓練結果、問題点・課題、改善点、所感等のそれぞれが記載されていること上記のいずれかを満たさない場合には、不適切と判断し、再提出を求める。
- 改善、定期的点検の実施記録の提出**
改善、定期的点検の実施記録の提出については、下記の様式に示す記載例を参考に改善、点検を実施した内容がわかるように記載してください。

改善の実施時期	改善の実施項目	実施部署	記録部署	チェック
令和〇年 〇月〇日	人事異動に伴う災害対策委員会の委員の変更	各部署	※部※課	□
	設備、書庫、ロッカーの耐震対策の実施	各部署	※部※課	□
	重要なデータや文書のバックアップの実施方法の見直し、頻度の変更	総務部	※部※課	□
令和〇年 〇月〇日	訓練結果を踏まえて重要業務の目標時間の短縮	各部署	※部※課	□
	安全確認の要を以て重要業務の目標時間の短縮	各部署	※部※課	□
	メールによる3方向に変更	総務部	※部※課	□
令和〇年 〇月〇日	改善策などの発表・更新に対して計画の見直し	総務部	※部※課	□
	訓練結果を踏まえて訓練計画の見直し	各部署	※部※課	□
	材料、資材等の調達関係の連絡、3日以上以上の確認	総務部	※部※課	□

Q & A

BCP認定制度における評価要領、ガイドラインは定期的に改訂しています。
継続申請時における審査のポイントの詳細は、各種要領等をHPで確認してください。

Q1：BCP認定制度の認定期間、継続申請の受付期間は？

A1：● 認定期間は認定日より3年間としており、各社でBCPを更新し、継続申請をしていただき評価の結果適合した場合には、引き続き認定を受けることが可能です。
● 継続申請の受付期間は、前期（4月～5月）、後期（9月～10月）の年2回に分かれています。

Q2：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部訓練が未実施、あるいは規模を縮小していますが、継続申請は可能でしょうか？

A2：● 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年度から令和4年度の期間内で訓練が未実施である場合や計画通り実施できなかった場合には、継続申請時に申し入れをすることで特例を受けることができます。ただし、訓練実施次第すみやかに訓練実施記録を提出することとし、認定日から1年以内に提出されない場合は認定は失効となりますのでご注意ください。

Q3：継続申請時にもBCP一式の提出が必要でしょうか？

A3：● 継続申請時には、組織体制の変更等に伴う時点更新や訓練の実施・振り返り、定期的点検の実施等による改善の状況を踏まえて評価を実施します。そのため、再度BCP一式を提出していただく必要があります。

継続申請用チラシ（裏）

報告事項③－2：申請手続きの簡素化・効率化

申請手続きに関する現状・課題

- 申請手続きは書類一式を持参・郵送により提出するため、申請者に対する負担が大きい。
- 3年おきに継続申請手続きが必要であるため、BCP認定制度を定着させていくためには、申請手続きの負担軽減が必要である。

メールによる申請受付、電子申請の導入検討

- 申請手続きの負担減のため、持参又は郵送に加えて**メールでも受付を行う**こととし、評価要領・ガイドライン等の申込方法にメールを追記。
- 電子申請の導入については、引き続き検討を実施する。

(2) 今後の取組

(2)今後の取組

- 今年度は、次年度以降からの継続申請、新規申請の同時受付開始を見据えて、実効性向上に関する各種取組を推進した。
- 今後は、継続申請時の評価結果をもとにガイドラインの見直しを図るとともに、認定企業向けの講習会の検討や訓練に関する講習会等の取組を推進する。

